

## 【諮問事項】

平成 23 年 11 月 8 日 第 1 回

広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会

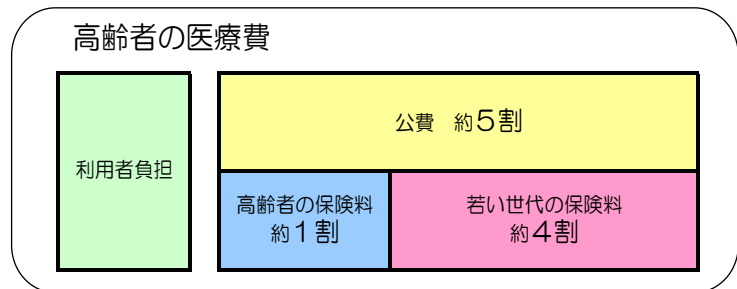
## 平成24年度及び平成25年度の後期高齢者医療保険料率の設定について

## 1 制度の概要

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費の財源について、約5割を公費、約4割を若い世代の保険料、残りの約1割を高齢者の保険料とすることにより、それぞれの負担割合を明確なものとしている。

保険料を算出するための保険料率（均等割額と所得割率）は、各広域連合が定めることとされており、2年ごとに見直しを行うことが、「高齢者の医療の確保に関する法律」で定められている。

このため、現在の保険料率の適用は今年度限りとなり、平成24年度及び平成25年度の新保険料率（均等割額と所得割率）を今年度内に設定する必要がある。



保険料	均等割	受益に応じて等しく賦課される応益分
	所得割	被保険者の負担能力に応じた応能分

## 2 現状

制度開始以降、広島県の1人当たり医療給付費は、年々増加傾向にある。

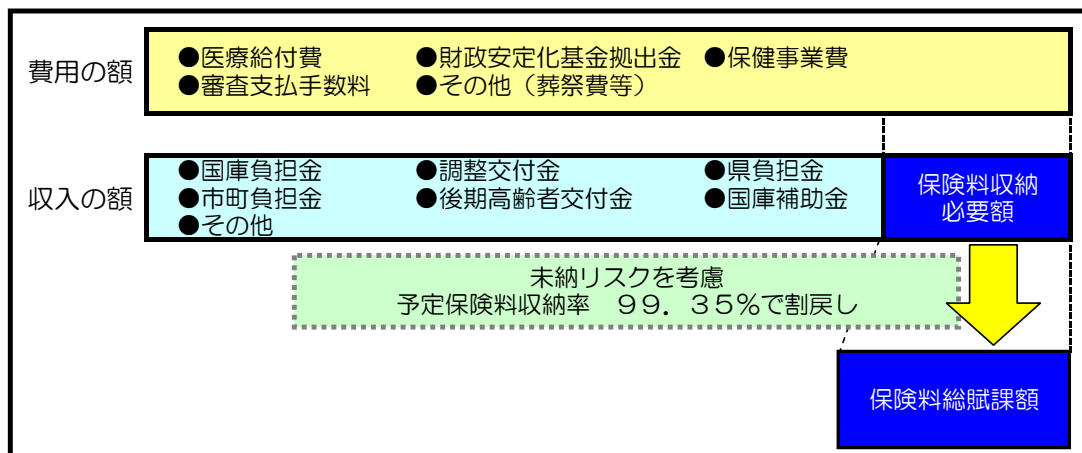
区分	被保険者数	対前年度 伸び率	医療給付費	対前年度 伸び率	1人当たり 医療給付費	対前年度 伸び率
平成20年度	323,967人		265,191,606,951円		818,576円	
平成21年度	332,081人	2.5%	307,172,423,459円	15.8%	924,992円	13.0%
平成22年度	341,423人	2.8%	324,905,116,195円	5.8%	951,620円	2.9%

※ 平成20年度については、平成20年4月から平成21年2月までの11か月分に係るものである。

## 3 保険料率の算出方法

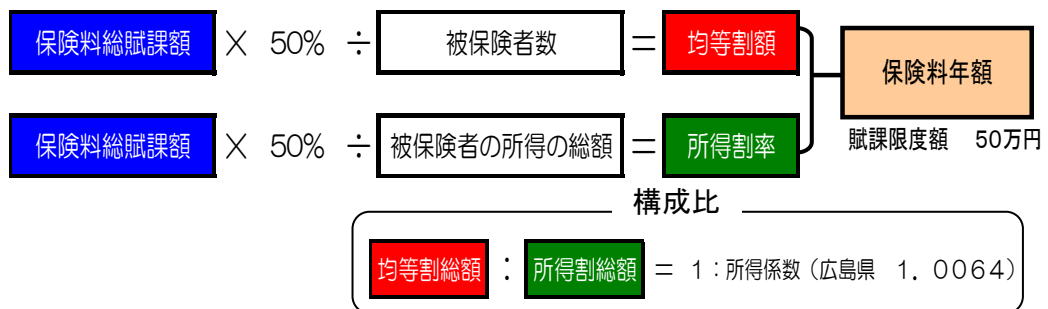
## (1) 保険料賦課総額の算出

平成23年度までの実績に基づき、平成24・25年度における次の数値を推計し、保険料賦課総額を算出する。



## (2) 保険料率の算出

保険料率は、保険料賦課総額から、保険料の構成比に基づき、次のとおり算出する。



## 4 新保険料率の試算

### (1) 保険料率算定の基礎数値

平成23年8月、国から、以下のとおり保険料率算定の基礎数値が示された。

#### ① 被保険者数

	国が示す伸び率	被保険者数見込
平成24年度	3.6%	365,050人
平成25年度	3.2%	376,732人
(合計)		741,782人

#### ② 1人当たり医療給付費 (平成21・22年度の対前年度伸び率の平均)

広島県は、全国平均に比べ伸び率が高い傾向にある。

	国が示す伸び率	広島県の伸び率
平成24年度	2.4%	2.97%
平成25年度	2.4%	2.97%

#### ③ 後期高齢者負担率 (若人人口の減少率を基に、2年ごとに改定する仕組み)

世代間の負担の公平を維持するため、後期高齢者と現役世代の人口比率の変化に応じて、それぞれの負担割合を変えていく仕組みである。

10.51% (見込み) 【現行保険料率算定時 10.26%】

### (2) 保険料の増加に対する対応

前回算定時のように剰余金が見込めない状況にあるため、財政安定化基金を取崩し、収入に計上できるよう、県と協議中である。

#### 財政安定化基金

- 国、都道府県、広域連合が3分の1ずつ拠出し、都道府県に設置
- 給付費増や保険料未納による広域連合の財政不足に対し、交付又は貸付を行う。
- 保険料率の増加の抑制を図るために基金を充てることができる。

(3) 試算の状況

現時点での試算は、次のとおりとなった。

① 保険料賦課総額の試算

(単位:円)

区分		平成22・23年度	平成24・25年度	
		現行料率 算定時の数値	国が示す 医療給付費伸び率 による算出額	広島県の 医療給付費伸び率 による算出額
費用の額 … ①	医療給付費	688,012,256,343	747,838,453,228	754,152,502,762
	財政安定化基金拠出金	619,211,031	673,054,608	678,737,252
	保健事業費(健康診査)	139,768,000	492,274,000	492,274,000
	審査支払手数料	2,045,610,000	2,047,631,000	2,047,631,000
	その他(葬祭費)	1,207,020,000	1,353,000,000	1,353,000,000
	合計	692,023,865,374	752,404,412,836	758,724,145,014
収入の額 … ②	国庫負担金	162,340,081,933	180,121,959,297	181,721,367,945
	調整交付金	62,234,657,855	68,633,944,496	69,202,255,548
	県負担金	55,369,211,634	61,577,579,208	62,124,646,268
	市町負担金	53,485,435,149	59,272,190,044	59,798,360,839
	後期高齢者交付金	296,509,587,946	313,607,491,528	316,100,909,689
	国庫補助金	69,882,000	317,657,000	317,657,000
	剰余金	1,085,215,000	0	0
	財政安定化基金	2,526,859,000	【検討中】	【検討中】
	合計	633,620,930,517	683,530,821,573	689,265,197,289
	保険料収納必要額…③=①-②		58,402,934,857	68,873,591,263
2カ年の被保険者数(人)		704,628	741,782	741,782
予定保険料収納率(%)…④		99.17	99.35	99.35
賦課総額(③÷④)		58,891,736,268	69,324,198,554	69,913,384,726

② 保険料率の試算

区分		現行	国が示す 医療給付費伸び率 による試算	広島県の 医療給付費伸び率 による試算
保険料率	均等割額	41,791円	46,732円 (+4,941円)	47,129円 (+5,338円)
	所得割率	7.53%	9.22% (+1.69ポイント)	9.32% (+1.79ポイント)

5 今後の対応

今後、国からは、直近の医療費の実績及び年内に決定される予定の診療報酬改定等を踏まえた試算数値の見直しが行われ、逐次情報提供される予定である。

これに伴い、本広域連合は、逐次再計算を行い検討を進め、運営審議会への諮問、答申を経て、平成24年2月開催予定の広域連合議会で議決が得られるよう対応する。

## 6 不均一保険料率の設定について

### (1) 医療の確保が著しく困難である地域の特例

離島その他の医療の確保が著しく困難である地域（無医地区等）について、不均一保険料の設定を認めるものであるが、本広域連合では制度施行当初から設定していない。今回も、次の理由により設定しないこととする。

- ① 対象地区の受診率は、県全体と比較すると約88%（前回89%）であり、受診機会に大きな乖離があるとは認められない。
- ② 国民健康保険、介護保険には、不均一保険料（税）の制度がなく、後期高齢者医療制度のみ特例を適用すると、制度間の不均衡が生じる。
- ③ 同一市町に居住する被保険者の間でも保険料が異なることになり、特に不均一の適用を受けない対象地区近隣に居住する被保険者の不公平感が強くなる。
- ④ 減額分を他の被保険者が負担することになり、減額分を負担する被保険者からの理解が得られにくい。
- ⑤ 対象地区では、市町を中心にデマンドタクシー・地域巡回バス等による受診機会確保の取組が行われている。

※ 無医地区等とは、医療機関がない地域で、当該地区の中心的な場所を起点に、おおむね半径4km区域内に50人以上が居住する地域で、容易に医療機関を利用できない地区等をいう。

### (2) 医療費の地域格差の特例（経過措置）

制度施行前3年間（平成15年度～17年度）の一人当たり老人医療給付費が、広域連合の平均に対し、20%以上低く乖離している市町村の保険料率を低く設定するものである。

本広域連合では制度施行当初から、**神石高原町**（乖離率：20.25%）を対象として、次のとおり設定している。なお、平成24・25年度が特例の最終期間となる。

特例期間	最長6年間（平成20～25年度）
特例割合	均一保険料率に対して次の割合で減額する。 平成20・21年度 10.12%（20.25%×3/6≒10.12%） 平成22・23年度 6.75%（20.25%×2/6≒6.75%） 平成24・25年度 3.37%（20.25%×1/6≒3.37%）
特例の財源	国1/2，県1/2

上記の特例割合に基づく、不均一保険料率の試算値は、次のとおりとなる。

区分		現行	国が示す 医療給付費伸び率 による試算	広島県の 医療給付費伸び率 による試算
保険料率	均等割額	38,791円	45,158円 (+6,367円)	45,541円 (+6,750円)
	所得割率	7.03%	8.91% (+1.88ポイント)	9.01% (+1.98ポイント)

## 7 保険料率算定に係るスケジュール（案）

